

## “佐賀支え愛”感染対策認証制度実施要綱

### (目的)

第1条 “佐賀支え愛”感染対策認証制度（以下「認証制度」という。）は、感染対策を講じている飲食店を県が認証することにより、飲食店とその利用者が感染対策の意識を高め、佐賀らしい県民みんなの気持ちが一つになった感染対策の動きを広げていくことを目的とする。

### (対象)

第2条 認証制度の対象は、佐賀県内所在する施設であって、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく許可を受けた事業者が営む飲食店とする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 宅配・テイクアウト専門の業態により営業を行うもの
- (2) キッチンカー（車内に客席を有するものを除く。）を用いて営業を行うもの
- (3) 自己又は自社若しくは自社の役員等が、次のいずれかに該当する者。また、次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めるもの

### (認証基準)

第3条 知事は、事業者が認証の対象となる飲食店（以下「対象施設」という。）において取り組むべき感染対策に係る認証基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

### (申請)

第4条 認証を受けようとする事業者は、対象施設ごとに、書面又は電磁的方法により、知事に申請するものとする。

### (認証等)

第5条 前条の規定により認証の申請があったときは、知事（その委託を受けた者を含む。第3項、第4項及び第5項において同じ。）は、現地調査を行うこと等により、審査するものとする。

2 知事は、前項の申請が認証基準に適合していると認めたときは、当該申請に係る対象施設に

ついて認証するものとする。

- 3 知事は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、認証した旨を通知するとともに、認証した旨を表象する認証ステッカーを交付するものとする。
- 4 知事は、第2項の規定による認証に係る対象施設（以下「認証施設」という。）について、県ホームページ等において、認証施設の名称、所在地その他の事項を公表するものとする。
- 5 知事は、第1項の申請が認証基準に適合していないと認めるときは、当該申請に係る事業者に対し、認証しない旨を通知するものとする。この場合において、知事は、認証基準に適合していない事項を摘示する等、認証しないこととした理由を示すよう努めるものとする。

（認証ステッカーの利用等）

- 第6条 認証事業者は、認証施設において認証ステッカーを利用（店舗利用者の見やすい場所に認証ステッカーを掲げることをいう。以下同じ。）するとともに、その広告物等において「“佐賀支え愛”感染対策認証店」の名称を使用することができるものとする。
- 2 認証事業者は、その責めに帰することができない事由により認証ステッカーを汚損し、又は亡失したときは、申告により認証ステッカーの再交付を求めることができる。

（変更の報告）

- 第7条 認証事業者は、認証施設の名称、認証に係る感染対策の内容その他の認証に係る事項に変更が生じたときは、速やかに、書面により、知事に報告するものとする。

（現地調査等）

- 第8条 知事（その委託を受けた者を含む。）は、必要があると認めるときは、その職員等をして、現地調査を行い、認証に係る感染対策の実施状況を点検させ、報告させることができるものとする。

（認証事業者の責務）

- 第9条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
- （1） 認証基準を遵守し、及びその従業員に実施を徹底させるとともに、認証施設にかなった営業を継続すること。
  - （2） 認証ステッカーの適正な使用及び管理を行うこと。
  - （3） 知事等が行う認証施設に係る調査に協力すること。

（認証の取消）

- 第10条 知事は、第7条又は第8条の規定により、認証施設が認証の要件を満たさなくなったことを確認したときは、認証事業者に対して改善を要請し、又は認証を取り消すことができるものとする。
- 2 知事は、前項の規定により認証を取り消したときは、当該事業者に対し、その旨を通知するものとする。
  - 3 第1項の規定により認証を取り消された事業者は、直ちに、認証ステッカーの利用及び「佐

賀支え愛”感染対策認証店」の名称の使用をやめなければならない。

(免責)

第11条 県は、事業者が認証を受けられなかったこと若しくは認証事業者が認証を取り消されたこと又は認証施設において感染症が発生したことによって、事業者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月9日から施行する。

(制度の終了等)

2 この要綱に基づく認証制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了その他の見直しを行うものとする。